

町県民税の申告と所得税の確定申告

確定申告は2月17日(月)から3月16日(月)までに

坂祝町の申告会場

役場3階大会議室 東室
☎ 役場税務課 66-2404

関税務署の申告会場

アピセ・関(関市平和通7-5-1)
☎ 関税務署 0575-22-2233

平成31年・令和元年分所得にかかる町県民税の申告と所得税の確定申告の受付を※1の日程で行います。役場会場での申告のほか、アピセ・関での申告や役場・関税務署への郵送による申告、ご自宅からの電子申告などの方法があります。

申告が必要な方

町県民税(住民税)の確定申告

■町県民税申告(住民税申告)とは

町内に住所を有する人は、原則として、毎年3月15日(期日が土日になると順次繰り下げ)までに1月1日現在の住所所在地の市町村長に申告書を提出しなければならないこととされています。

確定申告をする必要がない人であっても、住民税を計算する際に各種の所得控除を適用したい場合には必ず住民税申告が必要なほか、住民税申告は、住民税の計算以外にも様々な行政サービスに利用されます。所得の有無にかかわらず必ず申告をするよう、お願いいたします。

令和2年1月1日現在町内在住で、次のいずれかに当てはまる方

- ①事業所得・不動産所得・譲渡所得など各種所得がある方
(所得税の申告を行う方は町県民税の申告は必要ありません)
- ②事業主から町へ給与支払報告書が未提出の方
- ③配当・譲渡・大工などによる収入がある方

所得税の確定申告

■所得税確定申告とは

所得税(平成25年以降は、復興特別所得税を併せます。)は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課税されますが、その所得金額とこれに対する税額は、納税者自らが計算し、原則として、その年の翌年2月17日から3月16日までの間に申告、納税することになっています。

- ①事業所得・不動産所得・譲渡所得など各種所得がある方
- ②年金受給者で諸控除を受けようとする方
- ③サラリーマンで次のいずれかに当てはまる方
 - ・給与収入が2千万円を超える方
 - ・給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

※上記は申告が必要な場合の一例です。詳細は「関税務署」または「役場税務課」にお問い合わせください。

※国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告をしてください。

また、昭和30年以前に生まれた方およびその世帯の方は、介護保険料算定の資料となりますので、収入がなくても申告をしてください。(申告をされないと保険税などの軽減が受けられません。)

→ 確定申告の受付日、対象地区、受付時間については次のとおりです ※1

受付日	対象地区	受付時間・会場
2月17日(月)・18日(火)	一色・池端	各日 【午前】 9時から12時 【午後】 13時から16時 ※上記の時間以外の申告は受け付けませんので、終了時刻前までにお越しく下さい。
2月19日(水)・20日(木)	中組・茶屋	
2月21日(金)・25日(火)	雲埋・大針	
2月26日(水)・27日(木)	加茂山	
2月28日(金)・3月2日(月)	黒岩	
3月3日(火)・4日(水)	深萱・勝山	
3月5日(木)・6日(金)	取組	
3月9日(月)~16日(月) (土・日は除く)	全地区	

→ 町の申告会場で申告できるものが変更となりました ※事前予約も同様です

①町県民税の申告

②所得税の確定申告のうち、次の4つすべての要件を満たすもの

- ◇平成31年・令和元年分の申告
- ◇土地、建物、株式の譲渡、先物取引などの分離課税による所得がない
- ◇所得税の住宅借入金特別控除などの住宅関連の税額控除を受けない
- ◇青色申告ではない

※要件について詳しくは税務課にお問い合わせください。

※ひとつでも要件に当てはまらない場合は、町の申告会場では受け付けられませんので、アピセ・関での申告や関税務署へ申告書を提出してください。



ご注意

- 町の申告会場では、町職員が確定申告の相談・作成支援を行うため、簡易な申告内容に限ります。また、土地・建物・株式などの譲渡所得や山林所得の確定申告、贈与税・相続税の申告は受け付けできません。相談・申告作成などにつきましては、関税務署へお問い合わせください。
- 営業などの事業所得や不動産所得がある場合は、事前に収支内訳書・青色申告決算書を作成してきてください。申告会場では、収支内訳書・青色申告決算書の作成支援は行いません。
- 完成されている申告書については、申告会場に行かなくても町税務課窓口で提出できます。ただし、町税務課窓口では申告内容の確認・相談などは一切行わず提出のみとなります。

→ 町の会場で必要なもの

①マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類

(郵送で町県民税申告書・所得税申告書を提出される場合には、コピーの添付が必要となります。)

②申告書 (町県民税申告書または確定申告書が送られている方)

③印鑑、申告者本人名義の口座番号のわかる資料 (預金通帳など)

④平成31年・令和元年中の収入金額がわかる資料 (源泉徴収票原本など)

⑤各種控除に必要な資料 (平成31年・令和元年中に支払いをしたもの)

- ◇社会保険料の領収書・証明書
(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療の保険料、国民年金保険料など)
- ◇生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ◇配偶者控除や扶養控除を受ける方は、その方の所得金額がわかる資料 (源泉徴収票など)
- ◇障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ◇寄付金控除を受ける方は、寄付金の領収書など
- ◇医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
(病院ごと・個人ごとにまとめ、保険金などで補填された金額を差し引き、合計の支払い金額を計算して記入したもの)

※医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類

⑥昨年、申告された方は利用者識別番号が掲載された通知の紙

※見つからないときは申告時にお申し出ください。

忘れ物にご注意を

申告は必要なものがそろっていないと受け付けできません。会場にお越しになる前にもう一度忘れ物が無いか確認をお願いします。



→ 役場で確定申告、町県民税(住民税)を申告される方へのお願い

毎年、申告会場が混雑し、待ち時間が長くご迷惑をおかけしていることから、**町会場での申告受付内容を制限**しました。なお、次の申告をされる方は、事前にご自身で書類作成まで行ってください。

- ①事業所得・不動産所得・農業所得を申告される方（収支内訳書はご自身で作成してください）
- ②医療費控除の申告をされる方（明細書や領収書の合計はご自身で計算し作成してください）
- ③ご自身で申告書を作成できる方
- ④消費税の申告をされる方（申告書はご自身で作成してください。町では提出のみ受け付けます。作成方法がわからない方は、アピセ・関の申告会場をご利用ください。）

※事前に税務署で申告をするように通知のあった方は、税務署で申告をお願いします。

※坂祝町役場の申告会場では、町税務課職員が皆様の申告書作成のお手伝いを行っております。税務署職員や税理士などはありません。不明な部分などは、適宜税務署へ電話問い合わせを行いながら作成支援をしますので、お時間をいただく場合があります。（電話などで解決できない場合は、税務署の申告会場までご自身で行っていただく場合もありますのでご了承ください）

※町で申告した書類も税務署で再審査されます。審査の結果、追加書類や修正が必要になった場合は、後日、税務署から来署を依頼される場合がありますので、ご了承ください。

※過去に確定申告されている方は、参考資料として前回の申告書控えをお持ちください。

※申告の作成に誤りや漏れがないか、申告者の方に最終確認を行っていただきます。

→ 申告相談の事前予約を受け付けます

平成31年・令和元年分の所得税の確定申告においても、混雑を極力避けるために、電話での事前予約を実施しますのでご利用ください。

■ 予約受付期間

令和元年2月3日(月)から3月13日(金)まで（土・日・祝日を除く）

8時30分から17時15分まで

■ 予約受付先

坂祝町役場 税務課 66-2404 (直通)

※予約日の前日までに氏名、連絡先、希望日、申告する内容をお伝えください。

■ 予約ができる内容

- ①町県民税の申告
- ②所得税の確定申告のうち、次の4つすべての要件を満たすもの
 - ◇平成31年・令和元年分の申告
 - ◇土地、建物、株式の譲渡、先物取引などの分離課税による所得がない
 - ◇所得税の住宅借入金特別控除などの住宅関連の税額控除を受けない
 - ◇青色申告ではない

※要件について詳しくは税務課にお問い合わせください。

※ひとつでも要件に当てはまらない場合は、予約では受け付けられませんので、アピセ・関での申告や関税務署へ申告書を提出してください。



注意事項

- 予約された日になりましたら、時間までに坂祝町役場 税務課（庁舎2階）までお越しください。
- 予約は電話のみに限ります。（電子メール・ファックス・郵便などでの受付はできません）
- 予約希望時間枠は先着順ですので、ご希望に添えない場合があります。
- 当日は予約されていてもお待ちいただく場合もあります。
- 申告書（収支決算書）や添付書類がすべて整った方のみが予約可能です。その場での作成はお断りします。
- 提出のみの方は、事前予約の必要はありません。申告会場または税務課にご持参ください。